

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 877 件（前事務年度 640 件）、着眼調査が 108 件（同 62 件）であり、合計 985 件（同 702 件）、このほか、簡易な接触の件数は 18,937 件（同 14,684 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 19,922 件（同 15,386 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 9,935 件（同 8,149 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、111 億 3 千 9 百万円（同 77 億 4 千 7 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 109 億 4 千 8 百万円（同 77 億 5 百万円）、着眼調査によるものは 1 億 9 千 1 百万円（同 4 千 2 百万円）となっています。
なお、実地調査による 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、1,131 万円（同 1,104 万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 84 億 8 千 1 百万円（同 72 億 1 百万円）となっており、調査等合計では 196 億 2 千万円（同 149 億 4 千 8 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、25 億 9 百万円（同 13 億 2 千万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 24 億 9 千 9 百万円（同 13 億 1 千 4 百万円）、着眼調査によるものは 1 千万円（同 6 百万円）となっています。
なお、実地調査による 1 件当たりの追徴税額は、255 万円（同 188 万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 5 億 8 千 8 百万円（同 5 億 9 千 5 百万円）となっており、調査等合計では 30 億 9 千 7 百万円（同 19 億 1 千 5 百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計			対前年比		対前年比
			対前年比		対前年比		対前年比				
1	調査等件数	640		62		702		14,684		15,386	
		877	137.0%	108	174.2%	985	140.3%	18,937	129.0%	19,922	129.5%
2	申告漏れ等の非違件数	584		37		621		7,528		8,149	
		795	136.1%	55	148.6%	850	136.9%	9,085	120.7%	9,935	121.9%
3	申告漏れ所得金額	7,705		42		7,747		7,201		14,948	
		10,948	142.1%	191	454.8%	11,139	143.8%	8,481	117.8%	19,620	131.3%
4	追徴税額	1,113		4		1,117		588		1,706	
		2,073	186.3%	9	225.0%	2,082	186.4%	582	99.0%	2,665	156.2%
5	加算税額	201		2		203		6		210	
		426	211.9%	1	50.0%	427	210.3%	6	100.0%	433	206.2%
6	計	1,314		6		1,320		595		1,915	
		2,499	190.2%	10	166.7%	2,509	190.1%	588	98.8%	3,097	161.7%
7	申告漏れ所得金額	1,204		67		1,104		49		97	
		1,248	103.7%	177	264.2%	1,131	102.4%	45	91.8%	99	102.1%
8	追徴税額	174		7		159		4		11	
		236	135.6%	9	128.6%	211	132.7%	3	75.0%	13	118.2%
9	加算税額	31		3		29		0.04		1	
		49	158.1%	1	33.3%	43	148.3%	0.03	75.0%	2	200.0%
10	計	205		10		188		4		12	
		285	139.0%	10	100.0%	255	135.6%	3	75.0%	16	133.3%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、346件（前事務年度278件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、288件（同205件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、19億9千7百万円（同10億3千5百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	2事務年度	3事務年度	対前年比
① 調査等件数		件	件	%
		278	346	124.5
	土地建物等	253	291	115.0
	株式等	25	55	220.0
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		205	288	140.5
	土地建物等	187	235	125.7
	株式等	18	53	294.4
③ 非違割合 (② / ①)		%	%	ポイント
		73.7	83.2	9.5
	土地建物等	73.9	80.8	6.8
	株式等	72.0	96.4	24.4
④ 申告漏れ所得金額		百万円	百万円	%
		1,035	1,997	192.9
	土地建物等	980	1,632	166.4
	株式等	55	365	666.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		372	577	155.0
	土地建物等	388	561	144.7
	株式等	219	664	302.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施し、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 536 件（前事務年度 340 件）、着眼調査が 41 件（同 32 件）であり、合計 577 件（同 372 件）、このほか、簡易な接触の件数は 2,512 件（同 2,639 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 3,089 件（同 3,011 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,991 件（同 1,617 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、8 億 8 百万円（同 3 億 2 千 3 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 8 億 1 百万円（同 3 億 1 千 3 百万円）、着眼調査によるものは 7 百万円（同 1 千万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、140 万円（同 87 万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 1 億 7 千 6 百万円（同 1 億 4 百万円）となっており、調査等合計では 9 億 8 千 4 百万円（同 4 億 2 千 8 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数	340		32		372		2,639		3,011	
		536	157.6%	41	128.1%	577	155.1%	2,512	95.2%	3,089	102.6%
2	申告漏れ等の非違件数	276		25		301		1,316		1,617	
		452	163.8%	23	92.0%	475	157.8%	1,516	115.2%	1,991	123.1%
3	本税	259		8		267		101		368	
		669	258.3%	5	62.5%	674	252.4%	171	169.3%	845	229.6%
4	加算税	54		2		56		3		59	
		133	246.3%	2	100.0%	134	239.3%	5	166.7%	140	237.3%
5	計	313		10		323		104		428	
		801	255.9%	7	70.0%	808	250.2%	176	169.2%	984	229.9%
6	一件当たり本税	76		26		72		4		12	
		125	164.5%	11	42.3%	117	162.5%	7	175.0%	27	225.0%
7	一件当たり加算税	16		5		15		0.1		2	
		25	156.3%	5	100.0%	23	153.3%	0.2	200.0%	5	250.0%
8	一件当たり計	92		32		87		4		14	
		150	163.0%	16	50.0%	140	160.9%	7	175.0%	32	228.6%

(注) 1 令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり申告漏れ所得金額及び 1 件当たり追徴税額が過去 2 番目～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和 3 事務年度においては、59 件（前事務年度 70 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、過去 2 番目の 1,215 万円（同 1,980 万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は 7 億 1 千 7 百万円（同 13 億 8 千 6 百万円）に上ります。
 - 1 件当たりの追徴税額は過去 2 番目の 388 万円（同 443 万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 285 万円（同 205 万円）に比べ 1.4 倍となっています。また、追徴税額の総額は 2 億 2 千 9 百万円（同 3 億 1 千万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1 件当たりの追徴税額は 672 万円（同 1,541 万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 285 万円に比べ 2.4 倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		2 事務年度	3 事務年度	対前年比	3 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	件数	件				
調査件数	件		70	59	84.3%	877
申告漏れ等の非違件数	件		63	55	87.3%	795
申告漏れ所得金額	百万円		1,386	717	51.7%	10,948
追徴税額	百万円		310	229	73.9%	2,499
1 件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,980	1,215	61.4%	1,248
	追徴税額	万円	443	388	87.6%	285

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		2 事務年度	3 事務年度	対前年比	3 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	件数	件				
調査件数	件		5	6	120.0%	877
申告漏れ等の非違件数	件		5	6	120.0%	795
申告漏れ所得金額	百万円		154	183	118.8%	10,948
追徴税額	百万円		77	40	51.9%	2,499
1 件当たり	申告漏れ所得金額	万円	3,080	3,048	99.0%	1,248
	追徴税額	万円	1,541	672	43.6%	285

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

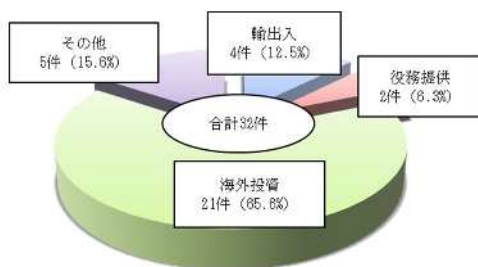
～ 1 件当たり申告漏れ所得金額は 4,204 万円、1 件当たり追徴税額は 1,641 万円で過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、32件（前事務年度33件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の4,204万円（同1,396万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,248万円（同1,204万円）に比べ3.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は13億4千5百万円（同4億6千1百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,641万円（同425万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の285万円（同205万円）に比べ5.8倍となっています。また、追徴税額の総額は5億2千5百万円（同1億4千万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	2事務年度	3事務年度	対前年比			
調査件数	件	33	32	97.0%	877	
申告漏れ等の非違件数	件	32	30	93.8%	795	
申告漏れ所得金額	百万円	461	1,345	291.8%	10,948	
追徴税額	百万円	140	525	375.0%	2,499	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,396	4,204	301.1%	1,248
	追徴税額	万円	425	1,641	386.1%	285

○ 取引区分別の調査状況



(注) () 内の数値は構成比

- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役員提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たり申告漏れ所得金額及び1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動^(注)に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、21件（前事務年度21件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,628万円（同1,052万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は3億4千2百万円（同2億2千1百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は307万円（同232万円）となっています。また、追徴税額の総額は6千5百万円（同4千9百万円）に上ります。

(注) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

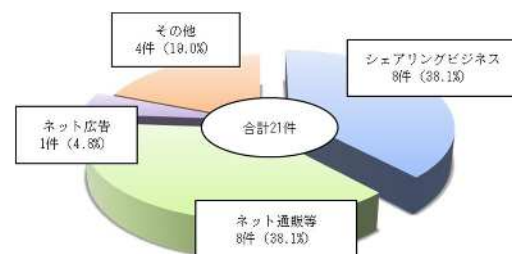
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、15件（前事務年度19件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、6,962万円（同2,294万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は10億4千4百万円（同4億3千6百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は3,268万円（同512万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億9千万円（同9千7百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	21	21	100.0%	877
申告漏れ等の非違件数	17	20	117.6%	795
申告漏れ所得金額 百万円	221	342	154.8%	10,948
追徴税額 百万円	49	65	132.7%	2,499
1件当たり 申告漏れ 所得金額 万円	1,052	1,628	154.8%	1,248
1件当たり 追徴税額 万円	232	307	132.3%	285

【取引区別の調査状況】



(注) ()内の数値は構成比

(参考) : 主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
- 3 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 4 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	19	15	78.9%	877
申告漏れ等の非違件数	18	15	83.3%	795
申告漏れ所得金額 百万円	436	1,044	239.4%	10,948
追徴税額 百万円	97	490	505.2%	2,499
1件当たり 申告漏れ 所得金額 万円	2,294	6,962	303.5%	1,248
1件当たり 追徴税額 万円	512	3,268	638.3%	285

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、140件（前事務年度96件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,464万円（同2,168万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,248万円（同1,204万円）に比べ2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は34億4千9百万円（同20億8千2百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の517万円（同322万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の285万円（同205万円）に比べ1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は7億2千4百万円（同3億9百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、219件（同129件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の202万円（同158万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の150万円（同92万円）の1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は4億4千2百万円（同2億4百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	96	140	145.8%	877
申告漏れ所得金額 百万円	2,082	3,449	165.7%	10,948
追徴税額 百万円	309	724	234.3%	2,499
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	2,168	2,464	113.7%	1,248
1件当たり 追徴税額 万円	322	517	160.6%	285

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数	129	219	169.8%	536
追徴税額 百万円	204	442	216.7%	801
1件当たり追徴税額 万円	158	202	127.8%	150

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な5業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	一般土木建築工事	2,071	516	-
2	エステティック	1,754	353	-
3	塗装工事	1,493	314	3
4	電気配線工事	1,435	328	4
5	内装工事	1,148	145	5

(注) ① 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

② 上記5業種は、特別調査及び一般調査全体の1件当たりの申告漏れ所得金額が1,000万円を超える業種を記載している。

③ 「前年の順位」は、事業所得を有する者の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	畜産農業（肉用牛）	1,408	畜産農業（肉用牛）	1,316	弁護士	1,966	畜産農業（肉用牛）	7,519	畜産農業（肉用牛）	2,373
2	内装工事	1,114	電気配線工事	1,276	すし屋	1,182	特定貨物自動車運送	1,068	酒場	1,051
3	食堂	1,104	大工工事	1,041	パ一	1,065	焼肉	916	とび工事	1,049
4	柔道整復師	904	水道衛生工事	900	畜産農業（肉用牛）	905	電気配線工事	883	内装工事	1,004
5	農水産物仲立業	885	パ一	831	美容	836	馬鈴しょ、甘しょ作農業	759	一般貨物自動車運送	892

	平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	一般自動車整備	2,174	畜産農業（肉用牛）	1,991	調教師	2,103	畜産農業（肉用牛）	5,474	一般土木建築工事	2,071
2	機械器具、部品修理	1,468	一般土木建築工事	1,510	製図設計士	1,728	畜産農業（搾乳牛）	1,746	エステティック	1,754
3	その他の漁業	1,179	焼肉	1,405	美容	1,655	塗装工事	1,454	塗装工事	1,493
4	土木工事	1,135	食堂	1,379	水道衛生工事	1,524	電気配線工事	1,442	電気配線工事	1,435
5	畜産農業（肉用牛）	1,089	土木工事	1,312	馬鈴しょ・甘しょ作農業	1,217	内装工事	1,238	内装工事	1,148

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。